

鳥栖市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 2 6 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

鳥栖市規則第 5 5 号

鳥栖市財務規則の一部を改正する規則

鳥栖市財務規則（平成１４年規則第１３号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(概算払) 第４７条 令第１６２条の規定により、次に掲げる経費については、概算払をすることができる。 (1)～(3) 略 (4) <u>社会保険診療報酬支払基金</u> 又は国民健康保険団体連合会に対して支払う診療報酬 (5)～(8) 略	(概算払) 第４７条 令第１６２条の規定により、次に掲げる経費については、概算払をすることができる。 (1)～(3) 略 (4) <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u> 又は国民健康保険団体連合会に対して支払う診療報酬 (5)～(8) 略

附 則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。